

# 「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」について

## 1. 設立趣意

道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされています。道路を通行する車両の内、道路の構造を守り、かつ交通の危険を防ぐため、一般的な制限を超えた車両（以下、「特殊車両」という）の走行には、道路管理者による「特殊車両通行許可」が必要となっています。

このため、重量を違法に超過した大型車両が、国民の重要な財産である道路をこれ以上痛めることのないよう、大型車両の通行の適正化を図る必要があります。

こうした中、平成26年5月9日に特殊車両の国による一括審査や審査期間の短縮といった緩和と合わせて、違反者への指導強化や厳罰化という緩和と強化の両輪からなる適正化方針を公表し、それに基づき、平成27年2月23日には“基準の2倍以上の重量超過者は即告発”という厳しい運用が開始されることとなりました。

このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、従来とは異なる手法も取り入れた広報活動を中心とした取り組みを展開することが重要です。

そのため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を設立したものです。

## 2. 中部地域連絡協議会の取組みについての考え方

### 1) ステップ1

- ・ 連絡協議会設置及び持続性ある連携体制の構築
- ・ 情報及び課題共有、適正化にむけた広報戦略の検討

### 2) ステップ2

- ・ 適正化に向けた連携した広報の実施
- ・ 連携した違反車両の取り締まり実施

### 3) ステップ3

- ・ 連絡協議会の各関係者の継続的かつ主体的な取り組みの波及・促進
- ・ 国民の道路資産を守る活動として広く社会に向けた広報展開

## 「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、従来とは異なる手法も取り入れながら広報活動を中心とした取り組みを展開するため、大型車両の走行に関する知見や情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、貨物運送事業者及び荷主企業団体等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 連絡協議会には、座長を置く。

3. 座長は、中部地方整備局 道路情報管理官が努め、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会及び活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1) 大型車両の走行に関する知見や情報(課題含む)の共有や意見交換に関すること

(2) 取組内容の検討に関すること

(3) 連携活動の検討に関すること

(4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること

(5) その他

(連絡会)

第5条 連絡協議会は、定期的に座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の運営に関する事務は、国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課が行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年1月27日から施行する。

## 大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会委員 名簿

(順不同・敬称略)

### ○関係企業団体

- ・東海商工会議所連合会（名古屋商工会議所）企画調整部長
- ・一般社団法人 中部経済連合会 社会基盤部長
- ・一般社団法人 愛知県トラック協会 専務理事
- ・一般社団法人 岐阜県トラック協会 専務理事
- ・一般社団法人 三重県トラック協会 専務理事
- ・一般社団法人 静岡県トラック協会 専務理事

### ○警察

- ・愛知県警察本部 交通部 交通総務課長
- ・岐阜県警察本部 交通部 交通指導課長
- ・三重県警察本部 交通部 交通指導課長
- ・静岡県警察本部 交通部 交通指導課長

### ○道路管理者及び関係行政機関

- ・国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路情報管理官（座長）
- ・国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課長
- ・国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課長
- ・国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 首席自動車監査官
- ・国土交通省 中部運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課長
- ・国土交通省 中部運輸局 自動車技術安全部 技術課長
- ・愛知県 建設部 道路維持課長
- ・岐阜県 県土整備部 道路維持課長
- ・三重県 県土整備部 参事兼道路管理課長
- ・静岡県 交通基盤部 道路局 道路保全課長
- ・名古屋市 緑政土木局 路政部 道路管理課長
- ・静岡市 建設局 土木部 土木管理課長
- ・浜松市 土木部 道路保全課長
- ・中日本高速道路株式会社 名古屋支社  
保全・サービス事業部 企画統括課長
- ・中日本高速道路株式会社 東京支社  
保全・サービス事業部 企画統括課長
- ・名古屋高速道路公社 交通管理部 交通管理課長

2015.1.27 施行

2015.3.16 改正

2015.6.12 改正

2016.3.16 改正